

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成28年10月26日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成28年9月6日	右京区	西京極野田町	—	1	2	平成28年9月6日
平成28年9月13日	下京区	梅小路西中町	1	—	—	平成28年9月13日
	上京区	南上善寺町	—	—	1	
		作庵町	—	—	3	
		西五辻北町	—	—	1	
		花車町	—	—	1	
中京区	壬生松原町	—	—	1		
平成28年9月13日	西京区	上桂今井町	1	—	—	平成28年9月13日
平成28年9月29日	左京区	静市市原町	—	—	3	平成28年9月29日
	上京区	作庵町	—	—	2	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)